

恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月11日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第24号

恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第18条（略） (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以	第1条～第18条（略） (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を

現行	改正案
<u>下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）」</u>	<u>除く。次条において同じ _____。」)</u>
(部分休業 _____ の承認)	(第 1 号部分休業の承認)
第 20 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	第 20 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「 <u>第 1 号部分休業</u> 」という。)の承認は _____ _____, 30分を単位として行うものとする。
2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は勤務時間条例第 16 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する <u>部分休業 _____</u> の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は勤務時間条例第 16 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する <u>第 1 号部分休業</u> の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する <u>部分休業 _____</u> の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3 非常勤職員に対する <u>第 1 号部分休業</u> の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (第 2 号部分休業の承認) 第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定す

現行	改正案
	<u>る部分休業(以下「第2号部分休業」という。)</u> <u>の承認は、1時間を単位として行うものとする。</u> <u>ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分</u> <u>を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき</u> <u>当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員</u> <u>77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員</u> <u>当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測す</u>

現行	改正案
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 21 条 職員が部分休業 _____の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与に関する条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第 22 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。 第 23 条～第 25 条 (略)	<u>ることができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 21 条 職員が<u>育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与に関する条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第 22 条 <u>育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u> 第 23 条～第 25 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条 (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を	第 1 条・第 2 条 (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を

現行	改正案
割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第 2 項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条の 3 第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。))の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。以下第 15 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 1 項において同じ。))の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2) (略) 第 4 条～第 17 条 (略)	割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第 2 項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条の 3 第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。))の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。以下第 15 条第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項において同じ。))の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2) (略) 第 4 条～第 17 条 (略) (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第 17 条の 2 任命権者は、恵庭市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 2 号)第 23 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の

現行	改正案
	<u>規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)</u>に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)</u>その他の事項を知らせるための措置 (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)</u>に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) <u>恵庭市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)</u>に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)</u>その他の事項を知らせるための措置 (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない</u>

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。